

太良庄の庄民

——中世地方生活の一課題——

田 中 稔

武家社會成立を基礎づける重大要素の一つとして庄園の存在がある。幕府は土地關係に於て領家の立場にあるものであり、人的關係に於ては庄園に於ける身分と所領とを有する庄民をもそのまゝ御家人として安堵するものとして御家人役が課せられた。(東寺百合文書ノ一建長二年六月十日若狹國舊御家人跡得替)且御家人は非御家人と區別される特典を有し、或程度(東寺百合文書ノ一寛元二年八月三日關東被進六波羅御狀案)の保護が保證されてゐた。(三浦周行氏續法)又朝恩による地頭設置は(吾妻鏡文治元年制史の研究参照)又朝恩による地頭設置は(十二月二十一日)朝廷に對する敬意から來るのであつて、庄園の破壊は武家社會の破綻を意味する事でもあつた。されば地頭

の非法は極力之を戒め、殊にその社會の統制が根底に於て神佛に對する敬虔なる精神を有つ以上、(御成敗式目)社寺領庄園には特權尊重の他にもまさるものがあり、確固たる持統の保證があつたと考へる。所がこの勅許による地頭設置の社會的現象には反面領家との關係に於て二重支配の矛盾がある。そしてこの領家武家の二元的進止といふ變體的構造から、今後武家社會を通じての過程に於て更に複雑な内部的矛盾の展開を見るのである。

武家勢力の確立は承久亂を契機として俄然固定するものがあり、地頭の權限に於て亦然りであつた。^①地頭はその下地進止の點に於て本補新補の權限を異にしてはゐて

も、そは庄官的地位であつて、庄園は依然領家の所有に歸してゐたのである。而しその権限の増大を思ふ時下地進止に對する關心を高め、己が經濟的基礎の確立と領知權の確保は下人の増加と給與の擴大を必然的に要求した。土地を領知する事自體に武士としての資格があり、その地域的な擴大が直に勢力増大の前提となり得たからであつた。

こゝに下地得分獲得欲の高まりが由來する。若狹國の御家人卅餘人中、地頭の濫妨によつて没官せられ、或は領家の押妨による改易のため其跡を沒收せられたるもの十六七人、今は僅かに十四人を殘すのみと訴へて、(東寺文書ノ一寛元三年六月)地頭の非法にあつた御家人の狀態を明めてゐるのである。御家人のみではなかつた。庄民に對しても同様の愁意が受取られたのである。幕府は承久亂以後地頭の行動については、嚴に戒め(御成敗式目追加第八條)民の苦患を除くために、畿内西國に命じて之が注進を督促した事もあつた。(吾妻鏡貞應二年正月二十三日條)この事實は事の實際を正反對に裏附けるものであり、太良庄に於ても名田島

沒收(東寺百合文書ル一文永十二年十月二十九日)除田の押妨(東寺百合文書關東下知案)等非法のあらはなるものが絶へなかつた。

かくて獲得したる下地は下人、所従、作人等に給與される事に依て、(東寺百合文書ア一弘安十年十二月)地頭との間には封建的な主従關係がなされてゐたと考へる。從來名主と領家の間に見られたる關係を、政治的權力による下地の恩給として地頭と郎従の間にもたらしたものであり、かゝる仕組が次第に彼等の社會的な紐帶を強めるのに預つたのであらう。かくて武家社會の根底をなす精神が地方に於て考へられる事は領家と名主の平和な關係を歪める禍根であり、今後幾多波瀾を豫想させる因由をもたらしものであつた。即地頭と作人の關係、乃至は耕作人の生活を惡化させるものではないにしても、一般庄民の生活自體が如上の不安を體驗する時に、斯る現象の擡頭は極めて不合理な結果として庄園生活に於ける一大驚異であつたからである。更にその非法は課役としても表れた。太良庄に於て日夜にわたる百日房仕役として或は八木入草、京上夫役、更に神輿の爲奉仕すべき加興丁役

の酷使(東寺百合文書ア一正安二年三月日預所)京都の長夫としての驅使(東寺百合文書エ一太良庄百姓等申狀)は「超過往古御例」する課當として「不絶愁吟」とするものがあつた。又地頭代の手作田島三町の耕作に農夫六百人を使用し、(同上文)大番役と號して反錢をつのる事(東寺百合文書エ二文永大番役事、就地頭陳狀重難掌解案)も見られた。かゝる地頭の非法から百姓は逐電してもとの十二名から六名になつた。(書ア一弘安十年十二月日太良庄雜掌尼淨妙再訴狀)彼等は自ら上落し愁意を陳申して現狀を訴へ、(東寺百合文書エ三十二月二日)六波羅も武家社會の統制上之を停止し又改易する事もあつたが(同上文書)その非違を根絶する事は出来なかつたと考へる。こゝに地頭と庄民の間に於てなされる非法の數々、は領知關係に於ける二元的なる所に因由があるものとして、地頭と領家の間に來れる最後の解決案は消極的な和與の成立によつて讓歩されることゝなつた。(東寺百合文書イ二永仁二年四月日申狀之具書等案)かくて今後の下地二分は領主權を別個に獨立せしめ、之によつて地頭の非法も一應は終熄を告げたかに見えて更に實情の複雑に展開するものがあつた。

庄園は領家によつて散在的に領有せられた。従つて領家が直接その土地に臨む地主的な存在ではあり得なかつた。庄民と生活を融通し、直接利害を共にする庄官に依り支配されたのであつて、庄官の補任と庄民に對する示旨が彼の請文による申請によつてのみなされるとすれば、領家の土地に對する觀念は所有觀といふより寧ろ領有觀に近いものであつたらう。事實庄園の大部分が百姓名として世襲されるものであつたから、實際の所有意識は彼等によつて考へ得るのであつた。庄園直屬としての除田とてもその耕作に當つては作人の申請によつてなされるものであつた。又領家直屬と考へられる佃作があつたが、(東寺百合文書は二建長六年十一月二日)そは直接百姓に與へられた土地からあがる大部分の收穫を領家自らが收入とするものであるによつて、一般百姓には極めて不適當な存在であつた。建長六年五反分に七石、即反別一石四斗の收納を必要とした事(同上文書)更には反別二石の佃米を要求したるに對し百姓勸心は次の如く其の非法を訴へてゐるのが見える。(東寺百合文書は一七寛元元年十一月二十五日六波羅裁許狀)

一、二石佃事、

右勸心等申言、件佃被宛行各一反於百姓五人不下種子
農料不論不熟損亡被責十石米事無術次第也……中略：

；簡屋雜事役同前也、其上二石佃與空佃同事也、而被
止空佃之條所見于瓜生庄御下地也。

又地頭が毎年一町の佃を貧民に宛て、二十石を責取つ
てゐるのに對し、その不當を訴へてゐる（東寺百合文書は
四四正應二年八月日太良庄雜掌）

如き、同じく可能性の不確實を提示する
尼淨妙重申狀案）

ものであつて、さきの建長六年實檢取帳目錄案によれば
事實庄園に於て占めた部分は極めて僅少に過ぎなかつた

様である。如上の關係に於て考へ來れば領家の所有觀は
極めて薄弱なるものであり、實際的な所有を百姓に許し

た。一定の所當、公事の對悍なき限り彼等はその土地に
安定したる生活を期し得た如くである。（東寺百合文書は
四一弘安十年十二月日、太良庄雜掌尼淨妙重申狀案、同
文書ア一正安二年三月日太良庄預所陳狀）

平穩な庄園の生活
があつた。

然るに二重支配の矛盾性はこの本來的な庄園生活とは
相容れないものであつた。庄園の内部的な機構を變換す

る状態をもたらしことになつたのである。庄園は元來勸

農（東寺百合文書エ一寶治元年）損得の勘定、檢斷、百姓の
（十月二十九日關東御下知狀）

進止、使役に關して直に領家の支配を受けて來た。而も

本來は施す者と受ける者の相互間に、傳統的な共通利害

の融通性が存するを常としてゐる。従つて今新なる武家

勢力の介入は自ら領家の立場をして、その内部の機構た

る紐帯を一層嚴にせしむる結果となつた。そしてこの勢

はやがて名田島の押領年貢の對悍に對處するものとして

領家の進止を強化し、要すれば百姓の改替も行はれてむ

しろ彼等の愁意をさへ催すことになつた。

領家と庄園の關係に於て事實上の支配者は預所であ

り、彼は更に代官を派して進止せしめたのであつた。斯

る場合預所は領家支配力の強化に隨つて自ら自己の勢力

を地方庄園に築く所となつた。即ち地方に於ける庄民と

の私的關係がそれである。末武名百姓職（名主職）は藝に

乘蓮、守護之使を入部せしめたに依て中原氏女に改易せ

られたが、今又守護使入部の爲に傍庄松永庄の地頭によ

つて押領せられた料により快深に宛行ふに方つて

兩方科難遁有之、仍云彼云是其科難遁之間以快深所宛賜也、若有不忠之子細者可改易者也

(東寺百合文書は文永十一年二月十二日
若狭太良庄末武名百姓職補任下文案)

との預所下文に對して、

今所望申此名者、別御恩也(東寺百合文書は一、二、文永十一年二月二十五日順良房快深詣)

女)とて所當課役に非違なき事を誓つて居り、同年七月更に快深が非御家人たるの故を以て乘連息女たる藤原氏女が重代之御家人たる資格に於て屢々その名主職を望んでゐる中に

縱依不慮之濫妨、當名所當米相違之子細出來者、所詮爲氏女之沙汰可致其辨、更不可失公平、向後殊存忠勤

彌欲致奉公之節(東寺百合文書は一、九、文永十一年七月日藤原氏女重申狀)

と言ふ所に斯る私的關係が見えらるるのである。

斯る私的關係は悪くすればやがて對立の關係となつて來る。正安二年預所の領家に對する陳狀によれば、預所が自己の作田に百姓を召使ふ事を百姓は新儀なりとて訴ふるや、

云預所云百姓、依爲重代以優如之儀致正月節養之間、

百姓又爲報答之相綺預所之作田之條且先規也、且諸法之法也、縱雖不致節養、便宜事可隨預所之命處云々と云ひ、また庄民が地頭の非法に佗僚したる時、祖父眞行の恩惠によつて安堵された百姓が、

喜悅之餘、向當預所至七代不可不忠不善

との起請文を書きながらその孫の代に至つて不實濫訴の罪をなすの不忠を述べるに於て、嘗ての私的關係の變質を如實に示すものであらう。(東寺百合文書ア一、一號)そしてこの對立は屢々百姓の愁狀となつて表れたが、預所が常套に用ひる「撫民」(同上)なる語は領家に對して自己の位置を鮮明する意圖から、庄官としての資格を標榜するものであつた。之は

東寺の御事いかてかおろかに可申候哉

(東寺百合文書は二七、建治二年七月十日眞行房定寔)
書狀同文書三二、建治二年七月十八日平成近起請文)

として自ら百姓職の確保にとめた庄民意識に通ずるのであつた。即ち庄官庄民共に尙領家なくしては地方に獨立勢力を持し得なかつたからである。

斯る中にも預所は屢々百姓名を侵して幾多夫役を超過し、或は先例なき京上夫、加輿丁役を課當して禮責をつ

けたのである。(前掲正安二
年預所陳狀)こゝに百姓の愁狀は頻發せられたが領家も亦財源確立に専らであつて直接庄園に對する關心には極めて消極的であつた。従つて預所が「無情怠謫責」する事が領家へ「忠節奉公」する所以であり、庄民からすれば非法狼藉とも言へるものであつた。今や庄民はあらゆる保證を失ひ、地方勢力の私的關係よりやがて主從意識へ發展する過程に於て自らを固定せんとするものが見られた。

斯くて如上の外部的條件が庄民の實生活に對して如何に受入れられたか。次に來る問題である。

百姓たる名主には自らの名田畠を重代相傳として世襲し來る者が多かつた。従つて彼等は事實上の地主であり、多くは寄投によつて領家との關係を致し年貢雜物等の責に任じた。彼等は年貢の未進なき限りその地位を安定し、(東寺百合文書ア一正安二年三月日預所陳狀)相續權の侵害されたる時は訴へて裁決に預つた、(東寺百合文書イ二弘安元年五月日太良庄百姓等申狀)又名主職の賣買質入は許される所であり、時澤名四分一がその子息と共に同庄百姓に一期間質入される事があつた。

(東寺百合文書は一二五元徳二年十一月十七日藤太夫時友質券案、及同年十二月二十日藤太夫時友名田去狀案)元來庄園の所有權は領家にあり、庄民はその利益に預るに過ぎぬものであつた。然るに私領といひ或は相傳名田畠といひ、彼等にとつては土地所有意識の極めて漠然たるものがあつた。而してかゝる百姓の下にあつて耕作に従事するものが小百姓下作人であつた。(東寺百合文書は一七五日六波羅裁許狀)そは早く土地を名主に占められてその下に立つ耕作者、早く名田の開發に當つて招致されて以來世襲的に耕作權を得てゐる者、又は人身賣買の名殘としてあるもの、乃至家人郎從等を廣く含んでゐると思はれる。

之等百姓間の耕作關係は田畠と不可分のなものととして質入賣買せられ、或は請負制によるもの、又は任意の奉仕に對する貸附等が考へられるが(東寺百合文書は乾元二年四月若狹國太良庄雜掌申狀)一般には恩惠的に貸與される場合が多かつた。従つてその關係はやはり主從連帶の精神によつて結ばれてゐた如くである(東寺百合文書は二九建治二年七月十四日阿性房靜俊陳狀)而も彼等は專制的に進止されるものではなく「重代之百姓」「撫民」といふ名のもとに生活は安定してゐた(東寺百合文書エノ一弘安十一年五月十一日太良保百姓園

安申狀及同ほ一七寛元元年十一月二十五日六波羅裁許狀

かくて庄民生活はその初期に於て領家の漠然たる領知意識にあつて所有意識に見る如き野心に疎く、百姓と小百姓は恩惠的な主從意識に結ばれる事によつて、土地處分賣買質入等比較的容易であり、爲に諸條件は恵まれてゐたと考へる。

然るに今や地頭の非法に伴ひ領家の支配強化は庄園に對する所有觀を高め、かくては現實の問題として預所直接の進止を固め、庄内屢々この非法對悞は彼等の重大關心事となり「不絶愁吟」る不安が募り來つた。従つて百姓の小百姓に對する專制的な支配となり、こゝに專心的なる領家の得分獲得は預所に、更に百姓から小百姓に至り屢々課當の超過となつて及ぶことがあつた。

斯る縦の關係に見たる悪化は更に内部の横の關係に波及するのである。即ち庄民相互の勢力の消長である。百姓の經濟的基礎の薄弱はそれを分割相續する事によつて更に進められる。地頭、領家方の公事課當が超過する上に天災による損亡（東寺百合文書エノ一、エノ三嘉元二年九月同三年九月、同四年八月正和元年十月太良庄百姓）は百姓中に優劣二者、懸隔の契機を彌々進め、百

姓にとつて致命的な年貢未進なからんとしての質入賣買が相互の關係に於て益々あらはになつたと考へられる。

二

以上述べ來つた庄園機構の内外關係に於ける諸勢力の消長は庄民生活の精神生活（信仰の問題）を如何に左右したか。以下述べんとする問題である。

上代社會の精神的根據たる氏神崇拜の意識は血縁的地域的に部民の共同勞作と共に紐帶觀念を強め、産土神となつて地方生活の中核をなすものであつた。従つてムラに於ける相互依存の共同意識は、中古に入つてその中央に於ける門閥觀念と通ずるものであり、自體地方武家集團のもち來る意識ともなつたのである。

斯る基礎的組織に立脚せる地方庄園は、中央權門の門閥的意識が發展し來れる過程に於て受入れられるものであつて、その敬神意識に容易なる融通が見られるものである。たゞこの場合領家たる權門の氏神や、社寺の神佛が往々に見られるのであるが、「相傳」の庄鎮守丹

生神社(延喜式
神名帳)の崇敬奉仕は最も親しみ易い存在であつた。殊に當庄の如く地方豪族が相傳の實權を行使するに於ては、この神に對する奉仕祭祀は庄民一般の崇敬が一層鮮明化せられる素因を有した。地域的な守護神によつて古代精神が復古せられ地方的な精神的結合がより強化擴大される所以である。

この關係は武家社會に對しても同様に受入れられた。

古代連帶觀念に基礎づけられたるこの庄園の仕組に對して有する意義は前言の通りである。太良庄鎮守とし庄民の信仰をあつめ來つた「當庄一の宮」たる若狹八幡は治承二年同庄公文職に補任せられ(東寺百合文書は一治承二年二月二十三日若狹國太良保文書)

二年同庄公文職に補任せられ(東寺百合文書は一治承二年二月二十三日若狹國太良保文書)御家人として安堵されてゐた(東寺百合文書ホノ一建久及同ノ一若狹國關東六波羅御教書、又當國若狹國御家人跡得替次第)出羽房雲巖が「重代相傳領掌年尙」しき太良庄に於て世々その守護神と仰いで來た所であつた。(東寺百合文書へ五嘉祿二年五月八日雲巖狀案)のみならず「當國御家人等元世余人」(東寺百合文書ノ一寛元三年六月日若狹國御家人訴狀案)とある

を見れば、その多くは地方に勢力を持したのでありその集團意識は庄園内部に於けるそれに融通したものであら

う。

本來武家社會の成立は強き信教的信念によつて基礎づけられ、その一連托生の精神は將軍を超えて超人的權威に觸れる所に、統制されたる身分秩序が一體となつて祖神に繋がる仕組に於て族的な連帶觀念を著しく表出して來る。従つて下御家人に對し神佛崇敬の必然を武士道に論じて

神者依人之敬増威、人者依神之德添運

となし或は

寺社雖異崇敬是同

と稱し、各々其道に精誠致すべき所以を諭してゐるのである。(御成敗式目第(一)、第二條)従つて地方に御家人たるもの「於神社佛寺寄進庄園皆所奉佛神」であり(東鑑文治二年九「往古神領無相違」き旨(東鑑元暦元年二月二十五日ノ條)の保證を以て庄園守護神に臨んだと考へる。

次に領家たる寺社に對してはその融通性に於てより以上の緊度が見られる。寺社が庄内に認めた種々特典の事實は、自體神佛の尊きにあるのであつて、もとより相傳の

守護神的存在と矛盾するものではなかつた。當庄に於て（領家はその支配狀の除米として神祭料をあけ（東寺百合文、年十月日若狭太良莊内檢目錄）庄内藥師堂に對しては

寺用田一町二段者、建保五年自領家割分公田内御寄進之、此内修正修二月料田三段僧供料田一段神田取修理田一段供僧三口供田六段各二如此

（東寺百合文書ホ四建治三年十二月太良庄雜掌條申狀案）

と言ひ、以後除田として神田、藥師堂寺用田（同上文書、檢取帳目錄案）を算してゐる如きである。尤も斯る場合領家の尊崇する佛神が庄内に於て在來の守護神と對等の資格に迄高められる事が往々にして見られるが、而も庄民との歴史的な關係は相傳の土地と共に續くものであり、その私的な執着を超過して代り得るものでなかつた事は後に説く通りである。

斯る中にも見られる事は、庄園に於て領家の尊崇する神佛が崇拜せられる事であり、更に庄園の中心として祀られたる鎮守の神がその庄園の下に散在する諸庄園に於て崇拜される事である。太良庄に於ける藥師堂は「山僧

乘嚴阿闍梨義雲建立之精舎」として中興せられたのであるが、既に文治二年佛聖燈油料田として「事既功德也」「且善事也、且御祈禱也、旁神妙候」との廳下文（東寺百合文書ホ一）によつて引募られた馬上免一町五段は義雲の時傍庄を買取つて七町一段小となり、彼の死後は専ら寺家（預所）の維持する所として庄民の崇敬をあつめたのである。（東寺文書ホ四建治三年十二月太良庄雜掌申狀案）この場合中央に於て理解された幽奥深遠なる教理と、高度教養になるその觀想的內容が一般地方民に呈せられた場合、二者自ら異つた解釋によつて受入れられたと考へる。即守護神に對する本來的な崇敬と兩立すべき存在であつたからである。外的な武家の抑妨非法の加はるに隨つて、領家への依頼とその絶対權威への欲求を高め、連體觀念を強化した。自己の守護神より以上の絶體者を理解するのではなく無自覺的に依存したのであらう。庄民の起請文言によれば領家の佛神は「東寺大師八幡大菩薩」御大師八幡（東寺百合文書エノ二日百姓等起請文及同曆應四年三月二十九日四年月未詳目安）として「當庄御鎮守三社大明神」に對すると同じ資格に於て掲げられた。彼等は庄守護神の氏

子としての庄民であつたと同時に、領家の佛神に依存する事によつて始めて立ち得たのである。自らの立場をそして場合を自覺する時に見られる守護神觀念の擴大は「王城鎮守殊當寺鎮守八幡三所」「當寺鎮守八幡大菩薩」「殊御寺鎮守」の起請文言となつて表現された。(東寺百合三正安元年西迎法師起請文同ツ六明應四年二月二
十七日同エノ一嘉元二年九月太良庄百姓起請文)

殊に庄園が或目的によつて寺社に施入寄進される場合(多くの場合は祈願であるが)庄民は從來領家に對した以上の豊富な内容を以て新領家に結ばれるものである。それだけ「異他」る仕組に於て受入れられ保證された。(東寺百合文書に文保二年十一月十二日後宇多院々宣案)嘗て歡喜壽院領たりし太良庄は勤行公家御祈、奉資天長地久之御願、可祝繼嗣繁昌、七條院之御願欲翊三菩提之妙果(東寺百合文書イ一仁治元年十一月二十日宣旨案)の爲仁治元年永く東寺に寄進せられ「重色無變之寺領」として「太管會役夫工米及兵糧人夫以下一圓平均之所役」等の一切を免ぜられたのであつた。(東寺百合文書ツ一永和三年六月日東寺雜掌頼勝申狀)従つてこの場合庄園は常に、「抽御祈禱之忠」すべき意味で、新領家に受入れられたのであつて、庄民は藥師堂

にあつて灌頂院に於て長日不斷の祈禱をこめることが、直に寺家への奉公であり忠勤でもあつたのである。(同上東寺百合文書ハ一貞治四年五月日目安同)即ち庄民の年貢未進エ二貞治五年九月日東寺雜掌頼盛申狀案に於て、と佛神事の闕如は、その寺家に對する關心を否定するものでもあつたからである。(東寺百合文書ハ一五九
年月未詳僧宗遍奉書案)斯くの如き庄内佛神の存する意義は共に庄の鎮守として庄民に運を授け危害から救つてくれるとする絶對者として、前言之通り依存した事であつた。そしてここに庄全體として縦横の關係に於て統制せられたのであつた。

斯る庄園生活に最も直接的なる佛神崇敬は社會事情の悪化に伴つて更に深刻となつた。

武家勢力の強大による非法と之に抗し得なかつた領家保護の薄弱は、彌々庄園鎮守への依頼を高めた。そして從來領家の恩願に對する忠誠を抽んずるといふ連帶的な融通觀念は起請文でふ形式によつて漸く保持される關係に薄らぐと考へられる。個人的意識が發展して來るのである。この場合庄内に於ける領家の佛神が如何様に重大視されても、相傳の私情によつて土地と共に存立した

守護神は最も親しみ易いものであり、容易なる理解の保證があつた。

大日本六十餘州之大小神祇冥衆、殊東寺大師八幡大菩薩、別者當國鎮守上下大明神、取分當庄鎮守三社大明

神（東寺百合文書は一四一、康安二年三月十日若狭太良庄百姓等申狀并具書）

とある起請文言によれば、如何に強大な神威よりも自ら親しみ易い佛神であるに随つて、それだけ敬虔な對象となし得た様である。反面庄民にとつて最も畏るべき御罰は庄鎮守の祟りであつた。もとより中央の幽遠な佛神が理解され得べくもなく、往古より地域的に繋がれ來つた庄園の佛神が最も豊富な私的内容を以て手近な信仰の對象とされたのである。従つて縦へ領家との交渉が離隔された後に於ても尙庄民から離れず、むしろ切實の依頼を高めること後述の通りである。

そして庄民が最後の依頼者たる守護神に全身的な精神内容を以て歸一する事によつて、相互の關係に於て集團的意識を醸成した。勿論この場合とても一定の階級秩序の存した事は宮座の例についても推論に難くないが、

その初期に於て外的な勢力に對する不安てふ現實に直面した庄内の連帶意識は、その階級意識の自覺の發現する以前に於て、むしろこうした階序を輕視するものでさへあつたと考へられる。こゝに庄園社會が古代社會に通ずる仕組に於て内部の統制を確保したのである。

たゞに佛神事に限らず庄内一般に互る公事は屢々この佛神保證のもとに行はれたのであつて、斯る機會から除外される事は直に庄民としての資格に係る事を意味した。延文三年公文寶圓、禪勝はその押坊の爲に庄民の排斥にあひ

於庄内て講堂の講ゑん神事の庭に出あふべからず惣百姓等二人と見へからず

とて「講ゑん御神事」に訴へられて庄民の資格たるべき佛神事より除外されたのである。かくては庄官としての立場を失ひ困り果てた末領家の仲裁を求めたと見えて、

度々の仰、餘に難背之間、隨仰和たん仕候（談）

とて「同心に庄家の事寺家の御ためと存じ」て「向後けうかいあるまじ」き旨を申合せ、二人の公文も之に起請

して和解したのであつた。かくて庄園全般の重大事はその崇敬する佛神の前に於て憚らない事によつて保證せられたのである。(東寺百合文書^六延文二年三月二) (十四日太良庄百姓等起請和與狀)

斯る庄園は更に打續く自然の大損亡によつて傷められた。虫損、洪水、旱魃、風害による屢々の愁狀(東寺百合文書^一嘉元二年九月同三年八月同四年八月、^二正和元年十月太良庄百姓等起請申狀)に見られる不安は、その度毎の起請文に於て切實の依頼を高めてゐる。更に吉野朝の不安な世相は彼等に陣夫、野伏、兵糧人夫としての諸役を課し(東寺百合文書^一貞治四年五月、同^二又勅播期の庄内に於ける武士の非法狼籍、兵糧米の苛責、悪黨蜂起、國方の押妨等は一層彼等の深刻な愁意となつて表れた。(東寺百合文書は一一七建武元年十一月二十四日、太良庄地頭代國直申狀并悪黨人交名等注文案は六七正和三年十月四日條)是に於て神威は彌々高められ、「百姓等一味神水」(東寺百合文書は一一六建武元年八月太良庄百姓等申狀)して愁訴する時、相互間の階級的意識を自覺する餘裕をもち得なかつた前提に於て、集團的な融通は、神への直屬によつて規定されたのである。

斯る過程と不可分の關係に置かれるのは、吉野朝より室町にかけて續出する起請文の考察である。

封建武家社會の初期に於ては人間性が直に人格に通すべき性質のものであつた。絶對的な人格が嚴然と見られたのである(東繼文治二年)然るに社會的不安は懷疑の念を深め、人間相互間の融通は絶對的神威の保證を要する事となつた。神威の裏付によつて始めて人格的觀念が考へられたのである。

こゝに考へられる事は個人的自覺の高められることである。武家社會について言へば武士道の品位の墜落であり、人に依る思念を離れて自己を顧みんとする傾向の擴大である。その個人意識から來る絶對性確立の努力が、最大の効果を豫想する形に於て佛神が立てられたとも言へる。こゝに起請文のもつ第一義が存するところなのである。

室町時代に入つて田畑諸職賣買の券文に散見する起請文は「爲後日放券文條如件」といふ文意を、この超人的權威によつて更に強められたものである。その文言に庄鎮

守、領家の佛神、國の守護神から惣日本國中の神祇を連ね、更に王城鎮守八大明神日吉七社日本第一熊野金峯梵天帝釋ゑんま法王下地のすいしやく天滿天神に互る一切の神罰冥罰を八十三のおりふね九萬八千の毛孔に罷蒙る事に於て漸く立ち得たのである。(東寺百舍文書エ三正安元ハ五承和元年卯月二十六日)「惣日本六十餘州」「日本第一」

太良庄沙汰人百姓起請文(年西迎法師起請文同文書)「王城鎮守」といふ最高の觀念に於て神格を強め、更に牛王紙に見る護符の生靈化は時を追ふてその極致に達せんとするものであつた。庄國の守護神のみではなくあらゆる神威による裏附は彼等が超現實的な世界に於ける超人的權威の靈感を受ける事を前提とする。自らの保證をあらゆる神威にまで引揚げんとする努力はそれだけ自ら理解の體験を深めたのであり、庄鎮守に對する親密と執着は一層強化されたと思はれる。而も「ゑんま法王、天滿天神」以下の神秘的な驚奇の感情、護符の怨靈的な直觀に打たれる事には、彼等の意識する自我の觀念を非現實的に導きそれだけ中世末期の感情的な無自覺性に於ける神觀を通じての心服が見られる。冷靜な批判によつて理

解したものでないこと既に述べた通りである。こゝに起請文言の複雑化は一面彼等の心理的な虚に乗じた効果を前提とするものであつて、これ實に起請文の第二義と考へるのである。

斯る鎮守を含める起請文の出現について二つの發展方向が考へられる。一つは庄民庄官領家を通ずる上下の關係であり、他は庄内に於ける左右の關係である。

庄官は各々その職を補任されるに方つて、その鎮守を含む諸佛に對して非違なき旨を誓つて領家との關係を明かにした。(東寺百舍文書ハ五應永二十年九月)藝に述べたる實圓、禪勝の例に見る通り、庄の一員としてその鎮守に係る事なくしては庄務を司る資格を持し得なかつたからである。又庄民は領家に對して庄内の狼籍を闕知せざる旨を誓ひ(東寺百舍文書ツ六延文三年三月二十四日太良庄百姓等申狀)又上使下向せず田數等の注進を委せられ、或は自發的に庄内損亡、國方亂暴等について愁意を述べるに方つてその偽無きを示した(東寺百舍文書エ一嘉元二年九月太良庄百姓連署)又百姓が庄官(起請文同キ四年月未詳太良庄百姓等連署注進狀)に對してその忠誠を誓つたものもあつた。(東寺百舍文書ア一正安二年)

三月太良庄（預所陳狀）既に述べた通り明らかに個人意識の高まるものありとするのである。

左右相互の關係について見るに、庄民が多數連署して領家庄官に起請する事自體が、ひいては相互の融通精神となるのである。單に「百姓等」として差出された形式から、更に個人意識の展開によつて個人自署の形にまで發展しその各人が

……御罰同心仕候衆中面々身可罷蒙候

（東寺百合文書は一六建武元年八月二十一日太良庄百姓等起請文）

とする所に一層相互の連帶觀は強められた。「百姓之習一味也」とか「書一味起請文之間皆同心也」とある精神であらう。（東寺百合文書は一七寛元元年十一月二十五日六波羅裁許狀）藝の實圓禪勝との和解に今後同心寺家庄家の爲と稱して起請する事には、相互の關係が同じ庄の鎮守に直屬することによつて強化された横の融通精神がある。（東寺百合文書六延文三年三月二日十四日太良庄百姓等起請和與狀）而してその連署多きは五十九人に及ぶものがあり、それだけ結合の固定する契機が見られた。（東寺百合文書は一六太良庄百姓起請文）

太良庄の庄民

斯く起請文言のもつ宗教思想は上下、相互の二面に於て重大な意義をもつのであるが、その前者の場合本來的な秩序による差等は如何に近接しても完全に情的な融通とはなり得ずわづかにこの起請文によつてその間の不安を除き得た點に於て、第一義としてあげた個人的傾向を多分に含んでゐる。然るに相互間の場合には地域的觀念による情的要素に於て勝り、その同一主張が如何なる佛神にも通じ得た結果が益々相互の結束を固定したのであつて、むしろ第二義的な信仰的部分が強かつた如くである。

以上庄園生活の心的な觀察は常に實際生活の上に表現せられ、特にその集團意識によつて形成せられる中世後半期は本來の民族的な一面を持しつゝ、主として經濟團體たるの社會的單位となつて更に發展したのである。

三

中世社會構成の基礎たる庄園の實際生活に問題は移る。

既に見た如く一身同心の相互關係に於ても争論は見られた。鎌倉末期勸心名については百姓間に(東寺百合文書イニ弘安元年五月綾部時安以下五名連署書狀同ル三文)末武助國兩名について(東寺百合文書イニ弘安九年五月國安助國名主職補任案同文)、(東寺百合文書イニ弘安十年十二月太良庄雜掌尼淨妙重申狀案)、ついで吉野朝に入つても時澤四分一名主職と名主の身が質入され、

その契約期限が切れたるも尙も進止をやめないとて訴陳が交へられてゐる。(東寺百合文書曆應四年四月太良庄百姓正吉陳狀并具書案以下ノ文書)

更に庄民相互間には次第に大勢力の樹立と小勢力の併呑されるものが見られた。時澤四分一名主職は年貢の辨濟出來ずその名主職と名主の身が他の百姓に質入されてゐるし、眞村半分名主たる善日女は度々の佗僚不慮に及び錢五貫文にて下地を惣百姓に預けてゐる。そしてその下地は未進分を辨濟し還補を要求するも許されず(東寺百合文書イニ延文元年十一月太良庄直)三名を支配する乘連の手に渡つたのである。(東寺百合文書イニ五康安元年九月二十)かくて表面的には一丸となり得た庄民相互間に大勢力の擡頭と小勢力の併呑される傾向には、自ら庄内に於ける秩序の

觀念を次第に鮮明にした。そして相傳の田畠も種々に分割せられ(東寺百合文書は一六一正月日太良保助國名田數内割案、同建武元年三月七)、(分法文案、同正應四年卯月二日故預所御代御下知狀)、(日當御代御下知狀案)、區々たる状態に於て名の分配せられるのを見るのである。(東寺百合文書に文永二年三月)更に彼等の間には本百姓と脇在家の間に權利義務の差別があり(東寺百合文書イニ永仁三年五月七日太良庄)、(雜掌尙慶與地頭若狹次郎忠兼和與下知狀)、本在家と新在家にも區別して考へられる秩序が立てられてゐた。(東寺百合文書ハ一延文三年十一)かくて庄園内部に新なる秩序の立てられるに従つて、小百姓下作人の隸屬的な存在が見られ、又出作人と小百姓の間には差別的な待遇の相違があつたと思はれる。

而し單純なる意欲の左右する所有觀や階級性から來る差別觀による名田畠の争論はさして急迫せる事情を意識したものではなかつたらう。その名田畠は領家の領知を受くる以上純然たる自己の所有ではあり得なかつた。いづれも庄守護神に擁護されて立ち得るものであり、事實ひろく庄民の手によつて維持されるものであつた。従つてその間大勢力の併合するものありとは言へ、もとより

企業的な自覺に基いた經營ではなく、土地を失つた者も小百姓となつて領家の下にひろく之等を分擔したのである。個人の恣意による勢力の擴大に過ぎなかつたのである。又新舊による不平等は永年に互る傳統から來る封鎖的精神であつて、古代氏族社會の精神が封建社會に於て受繼がれたものであり、庄民の生活にはむしろ自然的な意識でもあつた如くである。かく觀れば庄民自身のもつ所有觀念は無自覺的な恣意と目前的な行爲の結果が、營利企業的な大經營とはなり得ず、又感情的な排他精神も近世に豫想する如き個人主義とはなりきらず、その個人としての立場は氏神に對する氏人としてあつたのである。そしてこの複雑な個人的傾向と宗教的感情の仕組が依然氏族族であるときられる事の半面には外的な環境の作用を考察しなければならぬ。

最初に地頭側の非法が頻發するに方つて彼等は領家に對しその愁狀を注し停止を請願した。(東寺百合文書ハ一延元元年十月十九日太良庄百姓等申狀)而るに領家の庄園に對する關心は却つて悪い意味の干渉とさへなり殊に吉野朝の騷亂以降半濟(東寺百合文書)

は七月二日太良庄)段錢(同上ハノ二康正三年)臨時の夫役(同公文燕王丸申狀)九月十日留守所下文)は一六一六建武元年八月太良庄百姓等申狀)等先例なき公事、軍役の課役が重つた。(同上エ一正安元年六月五日太良庄百姓等申狀并ハノ一貞治四年五月目安)かゝる場合自力を頼み立場を同じうする庄民一般の個人的自覺は(目的を一つにする程組織つけられたる自己反省からではなく)

「百姓等」なる集團的意識を深めたのであつた。そして斯る愁狀の頻發と幕府の停上に關する下知の續發が量的に増大するに従つて中央勢力の統制に衰變の來つゝある事を思はねばならない。一方領家も亦庄民の愁意に應へるには餘りに無力であつた。爲に嘗ては召決せられたる百姓が、中央の無關心に堪えかねて上洛を企て、積極的に愁意を陳申する事さへ年を逐ふて目立つて來た(東寺百合一康永元年七月日太良庄百姓等申狀)そして地方庄園には中央武家領家を距てた庄官の勢力増大が逐次あらはになり來つた。

こゝに庄民の苦患として預所或は地頭、代官の存在があつた。彼等は庄の進止を自由にし庄官として中央と同じ意識を受繼いだのである。(東寺百合文書ハ一延文三年十一月太良庄百姓等申狀)而して夫役所當の過重、名田畠の押妨、百姓身代生命の

不安が漸次表面化する時、その程度によつては改易される事ありとするも、領家の得分を全ふする限りに於てその地位を安定し得たのである。従つて手段の如何を問はず百姓の譴責苛責も公然として行はれる様になつたのである。(東寺百合文書ツ一建武元
年七月太良庄百姓等申狀)それは領家の經濟的基礎が主として地方庄園に依る事を示すのであつて、爲に庄官は領家の意を體して苛責を續けるのであり、又領家も斯くある條件によつて漸く立ち得たのである。(東寺百合文書一五九二月十日
僧察遍奉書案)従つて「掘葛根欲繼身命」する損亡の年と雖も未進の責は庄民に積るものであり、數十度の愁狀も無力な上に譴責を蒙り損免を望み得ない事すらあつた。(東寺百合文書エノ三嘉元二年九
月二十七日太良庄百姓等申狀)

如上の總ゆる保護を失つた庄民は庄園に於ける集團的單位たる村落に夫々木戸や環濠をめぐらして自ら防衛に當つた、陣夫や野伏の力をかりて自衛すべく、城柵を構へる事もあつた。(東寺百合文書エノ二元弘三
年十二月太良庄雜掌申狀)彼等の無自覺的な個人的感情は消極的には逃散となつて田畠を荒廢

せしめ(東寺百合文書は四一弘安十年十二月太良庄雜掌尼淨妙
重申狀案并同文書エ三十二月二十六日預所定寔書狀)積極的には一揆となつて出來する事も見られ庄官の住宅に放火する事さへあつた様である。(東寺百合文書エノ二曆
姓等起
請文)かゝる庄民の行動は目的的に組織立てられた社會意識の自覺から來るものではなく、日來武家の非法を承知し、領家の保護から放たれて、彌々個人主義的傾向にはしつた生活感情は自ら庄内相互の集團意識にまで高められて行動を規定し、目前の障害的事象に對して直に働いたのである。自己の立場を反省し社會の推移を自覺した企畫であるよりは、個人的感情の高まりが「不堪譴責」るまゝに盲目的に驅立てたのであつた。そして結果は土地を離れた者を浪人として乞食となし(東寺百合文書一
二十五日六
波羅裁許狀)騷亂期の野伏足輕となつて土地を離れるもの(東寺百合文書ツ四十一月
日太良庄百姓等起請文)悪黨人と稱せられて庄内に勢力をなす者など見られた。

斯る際に見られた悪黨人とは如何なる者であつたかについて一考する。抑々庄園に於ける地方武士は御家人として封建社會の基礎單位をなすものであつた。

然るにその單純なる生活は地域的條件のもとに私情的關係を結ぶに容易であつた。(東寺百合文書ホ四建治三年十二月太良庄雜掌申狀案) 初期封建制度の根底に見られる個性的精神がこの場合「雅意」(同上)となつて表面化せられた。彼等は時に惡黨を庄内に隠し(貞永式目三十一條)既に自らも惡黨と呼ばるべき因由を

藏したと思はれる。而も所従は量的には増加の一途を辿り、善良なる庄民も時にあやつられて「立于面」(同上)とされる事があつた(東寺百合文書は四一弘安十年十二月日太良庄雜掌尼淨妙重申狀案)それは封建武家社會の精神を根底的に破壊する事であり、武士道德の墮落である。かくして高まり來れる個人意識の自恣は庄民の生活自體を無自覺に規定するものであつてみれば、

よりよき自己の生活を念願する直觀的意欲は、やがて惡黨なる道德的非難を超越して存続する社會的地方勢力となつたのである。さすればその初期に於ては所謂盜賊とは類を異にし、上は「惡黨人之大將軍」(東寺百合文書ホ二建武元年六月二十六日太良庄百姓等請文)以下の特殊なる地方武士に統率されて騷亂期に威を振つたものであつた。かくてその頭領は御家人としての地位を改易される事があつても、城郭を構へ堀を造

りて新なる任官者を阻み、庄官の住居に打入り資財を掠め時に人命すら傷けて庄内の禍根を複雑にするものであつた。(東寺百合文書ア二元弘三年十二月太良庄雜掌申狀案)而もその一黨數百人を數ふるに至つては特殊なる庄民がその背後に有力に動いてゐた事推測に難くないのである。(同上)「令同心于惡黨百姓等得彼語運渡御米於他所云々」(東寺百合文書エ二建武元年六月二十六日太良庄百姓等請文)と呼ばれるばかりに庄民は自體惡黨化する因由を藏してゐたのであつた。

斯る時代の相は野伏足輕として戰場を馳驅し漸次衰へ行く武士の勢力に代りつゝ、社會生活の表面に出で來る事を考へる。そして地方に於ける惡黨人の蜂起は衆力を背景とする實力に立脚して漸次その基礎を固め、それには庄民の生活から割出された社會的な體驗が之を支持するに於て、可能な問題であつた。領家方庄官としての雜掌、公文に於てさへその分子を構成し、公然と名を掲げてする行動よりすれば、單なる盜賊とは異なるものであつた。(東寺百合文書は一二二建武二年カ)
(若狹大興寺地頭若狹直阿申狀案)
彼等の集團は自らの土地を離れ得るものではなく、常

に庄園に於ける一方の勢力であつた。その集團意識はあらゆる階序を網羅して働く地域的結合體であつたからである。全く無自覺的な行動團體であつても、集團意識は更に複雑化しつゝ、ある生活の體驗を基礎とし、私情的な地域的な關係に於て豫想された。かくて惡黨勢力は他の庄官百姓の敵として交名を注進されても、衆力を持つ個人意識は逐次その勢力を増大してやがて庄園の一大勢力と化し地方勢力となつて社會の表面に現出する如くである。中央に於ける統制力の無力と個人主義精神の自覺から來る下剋上の風潮はかゝる關係に於て見られるのである。

かゝる中に於ても庄民は決して自己の土地を離れ得るものではなく、縦へ逃散するとしても依然妻子資財をその土地に残置してゐるのであつた。(御成敗式目 第四十二條) として如上の運動は庄民をして幕府はもとより領家の勢力を度外視するものであつて、庄民の生活形態がそのまゝ、受繼がれる裏面には地方勢力の樹立があつた。

四

庄官が庄民と私的關係を結び、又その申請や補任に當つての請文に起請文を要した事情については既に述べたのであるが、かくも庄官自體領家と完全に融通し得なかつた事は、前述の通り領家の支配から離れつゝ、地方勢力に合せんとする傾向の一端を示してゐる。

吉野朝の騷亂期以後に於ては庄官の請文に百姓の譴責
(東寺百合文書ノ三康安二年三月) 百姓補任等自由にせざる事
(二十日太良庄公文職熊王丸請文)
(東寺百合文書ハノ五康正二年十一月二十五日太良庄領家方代官請文) 庄民の恣意に對する處置
 他の權門勢家寺社等に屬せず領家の爲に忠勤を抽すべき
事 (東寺百合文書イ二康正二年十一月二十五日太良庄公文職請文) 年貢和市に對する公平に
事 (東寺百合文書永和五年正月二十八日) 等を誓つて
非違なき事 (太良庄領家方所務職光信法印請文)
 する。即こゝに考へるのは庄官が領家に對し如何に個人
 主義的隔離を生じてゐたか、領家が社會の不利な傾向を
 善處すべく如何に焦慮してゐたかの問題である。

請文の斯る内容の第一は庄官の庄民に對する私的關係
 であり、第二は領家に對する關心の弛緩であり、第三は

地方勢力に與せんとする過程に於てその行動を戒めるものであつた。

第一に於ける關係は既に述べた所である。庄民に排斥された公文實圓、禪勝は庄民と和解してからは、百姓と結合して地頭代官の公事超過に對し百姓と愁意を同じうして起請運署してゐる。(東寺百合文書は一一六建武元年八月二十一日本良庄百姓等起請文)そは前節に述べたる如く百姓の集團意識が、或は地方庄園の社會的勢力に合流しつゝ、その基礎を固め組織立てられる時、その庄園ありての庄官の立場は個人的な感情や生活の實際によつて百姓に結ばれ易い運命にあつたことを見せてゐる。そは發展の過程に於て第三に見んとする地方勢力の形態を豫想する前提としてあつた。「公文令同心百姓等公事等催促無沙汰」(東寺百合文書エノ二建武元年六月二十六日本良庄百姓等文)とされる程緊密なる關係に於て融通精神を通はせるものがあつた。而も更に積極的な場合に前の公文禪勝は百姓等と對曲を講じて庄内の秩序を破り、その責は一般百姓に附せられた事もあり、悪黨人と呼ばれるものであつた。而して前に全庄民の集團を除外されたものに比す

れば一般庄民(領家の下に立てる)の無力が暴露するだけその行動を支持する精神が庄内に強く、庄民は之に導かれつゝ、領家への關心をそらせて行つたと考へられる。

第二に來る莊官職をうける者と領家の關係に見る連體精神の薄弱化は既に見たる庄官自體の獨立的な傾向によるのである。事實彼等の多くが土地の有力者として親しみ來つた情的な因由が地方の勢力を樹立し易く、土地によつて結ばれんとする集團意識を深めるごとくであつた。かゝる傾向はより有力なる土豪を載き更に大なる勢力としてある守護地頭に相通じて「屬寺家敵對之地頭等」(東寺百合文書は一一四建武元年七月日)とされるものであつた。加之かく高まり來つた庄官の勢力は更に地域を超えての權門勢家に投合する事さへ見られるとするのである。(東寺百合文書は一三三曆應四年四月)而して庄官の地方勢力への投合は第一にみたる庄民との關係をあはせてこゝに無自覺的ではあるが力強い地方集團を固め、それだけ中央領家を除外する方向をとつてゐた。それは自らの土地に對してより濃厚なる執着觀が對領家の多彩なる一

面たる經濟觀以上に強かつた人間性の樹立と直觀的な個人意識の高まりが支持するものであつた。

序で第三に來る年貢和市其他經濟的な請文の多くに見られる事は領家がそれだけ從來の連帶觀念以上に強く經濟關係を偏重して來た事を示して餘りがある。而して庄官百姓と精神的に隔離せんとする勢を從來の價値内容に於て敢へて繼がんとする意圖はこれを裏書するものであつた。さすれば彌々まざる年貢闕如の必然性は自らの經濟基礎を危うする關係上、いかなる支障を豫想しても、その收得を固定せんと意圖して庄園の實際的勢力に之を委ね請負はしめる事が來つた。

(東寺百合文書は一四良庄百姓申狀同ツノ六康安元年七月二十八日太良庄領家御方綱丁職請文) 而してその請文の多くは起請文の形式をとる程に請人はその意を破り易いものであつた。さればその起請文言を「於住宅財寶等悉可有

御管領、其時更不可申一言子細」(東寺百合文書ハ五應永二

人請) とする程個人意識は地方の勢力を領家から獨立せ

しめてゐた。沉んやかくの如き現實生活の制肘を以てしても尙その請人が惡黨視されるに至つては(東寺百合文書ハ一五六長祿

三年十一月二十四日夏衆中連署起請文、) その雅意への自覺公人中連署起請文、門指方中連署起請文) の高まりが實力に對する倚依にまで來るものを思はしめる。かくて庄園に於ける政治的實權が中央から庄内に移動し地方勢力が之を獨占する事にはその背後にある庄民の位置を益々固定するものがあり、彼等の前述の生活形態がその儘その土地に受入れられんとするのである。

五

如上のいかなる方面にもその結論に於て來らんとするものは庄園が追々領家を等閑にしつゝ、自らの勢力をより擴大すべき條件にあつた事である、庄園に見たる鎮守信仰の超人的な權威への服従は、同じ精神内容を集團意識の最高權威に捧げる事によつて統制せられ、一層擴充される仕組を思はしめる。

かくの如くして庄民が地方勢力と結び行く事は相互の間に相容るべき因由を有したものであり、之によつて從來發展し來つた生活形態を何ら變へる事なくして受繼がれるものがあつた。而も土地にある事によつてその契機

を見出す事自體に氏神への崇敬は深く、かゝる精神が集團に於て權威者への服從精神に通ずる事には、地方（土地）集團意識の一層あらはなるを思ふのである。

かくて從來の庄園は領家から離る事によつて崩壞の過程を辿り、庄民は地方勢力を掲げつゝ、新なる村を構成する村民としてその生活形態を發展させて行つた。

註① 東寺百合文書ホ四建治三年十二月日太良庄雜掌條ノ申狀案

若狹根本地頭 忠季は正治二年補任せられてより土肥太郎、出羽前司家長、忠季（還補）の四代は事なく經過したるも、承久亂以後地頭若狹四郎忠清は「雅意」に任せ領家進止の公文職を奪ひ、庄内藥師堂修理料所たる馬上免七町を押領して郎從に思給し、同寺領百姓名田畠等を掠奪してゐる。

エノ二文永六年八月二日、就地頭陳狀重雜掌解案

若狹四郎は先例なき大番役を課したる不當を訴へ「關東度々御下知狀云承久兵亂以前本地頭者、有所務之先例更不可有新儀、兵亂以後新地頭被安置率法畢」と云ひ、「恣付數多便於下地等令苛責」と申立てゝある。

ノ一建長二年六月十日若狹國舊御家人跡得替次第

承久亂後御家人役の地頭に押領せられたるもの多きを見

る。

② 東寺百合文書は二建長六年太良庄實檢取帳目錄案見作田二十六町餘の中定田十九町弱を占め、除田は八町弱に過ぎず。

③ 東寺百合文書は建武元年八月日太良庄百姓等申狀御領内在家作重之事御領繁昌之源也然而無是非被押壞召之條御領破壞之基也。

④ 神祇志料には若狹國式外八幡神宮、又八幡三所大神とあるものにして、後文にある三社大明神、八幡三所とあるもの之である。